判例評釈

代表取締役の利益相反行為を理由とする会社の損害賠償責任

—東京地判平二九・一・一九・金判一五一二号四二頁—

高木康衣

【事案の概要】

本訴事件は、Xが、その代表取締役であったY3において、同じく代表取締役を務めるY1及びY2との間で、Xが開業したAホテル（以下「本件ホテル」）の開業準備や運営管理に関して業務委託契約を締結し、委託料等の名目で金銭を支払ったことについて、当該契約は利益相反取引に該当して無効ないし不存在であり、Y3の行為はXの取締役としての任務懈怠ないし違法行為に当たり、これにより少なくとも四五〇六万一〇〇〇円の損害を被ったなどと主張して、Y3に対し会社法四二三条ないし民法七〇九条に基づき、Y1及びY2に対し会社法三五〇条ないし民法七一九条一項に基づき、連帯して、前記損害のうち、〈一〉平成二五年九月二六日Y2に対して支払った一六三〇万円のうち、Y2からさらにY1に対して支払われた九〇〇万円の一部五〇〇万円、及び〈二〉同年一〇月八日Y2に支払った二四〇〇万円の一部一〇〇〇万円（合計一五〇〇万円）、並びにこれに対する遅滞が生じた日の後である平成二六年三月一九日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

反訴事件は、Y1が、〈一〉Xから本件ホテルの運営の業務委託等を受けるとともに本件ホテルを賃借する運営管理業務委託兼賃貸借契約（以下「本件業務委託兼賃貸借契約」）を締結したにもかかわらず、Xにおいて、Y1による本件ホテルの占有を

排除し本件ホテルの運営を妨害したため、Xの都合により同契約は解除されたなどと主張して、Xに対し、同契約に基づき、平成二五年一一月分及び同年一二月分の未払業務委託料各三〇〇万円、違約金二億四〇〇〇万円の一部五〇〇〇万円（合計五六〇〇万円）、並びに、業務委託料に対する各弁済期の翌日である平成二五年一二月一日及び平成二六年一月一日から、違約金に対する同契約の解除の日の翌日である平成二六年三月二〇日からそれぞれ支払済みまで、民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、〈二〉Xが支払うべき買掛金一五七万四九四七円及び従業員の給与二三四万八四九九円を代位弁済したと主張して、Xに対し、不当利得返還請求権に基づき、同代位弁済金から先行する保全事件で相殺に供した分を控除した一四六万三三一六円及びこれに対する遅滞が生じた日の後である平成二六年一月一日から支払済みまで前記と同様の遅延損害金の支払を求めるものである。

【裁判所の判断】

本訴請求一部認容・反訴請求全部棄却（控訴）

「本件支出に関するY_3の責任の有無（任務懈怠ないし違法行為の存否）について

Y_3が、XとY_1の代表者として両者間の本件業務委託兼賃貸借契約を締結し、XとY_2の代表者として両者間の本件プロジェクトマネジメント業務委託契約を締結したことは、前記認定・説示のとおりであり、これらの契約は民法一〇八条本文で禁止される双方代理に該当するから、Y_3はこれらの契約を締結するに当たり、少なくともXの株主総会の承認を受けなければならないものであった（同承認を受けなければ、前記各契約の締結は、少なくともXとの関係で任務懈怠となり、違法行為を構成する。）ところ（民法一〇八条ただし書、会社法三五六条一項二号）、同承認を受けたことを認めるに足りる証拠はない。……

この点、Y_3が、前記各契約を締結し当該各契約に基づき支出をした当時、Xの唯一の株主であった場合には、Xの株主総会の承認を受けたときと同視し得るので、Xの株主総会の承認を要しないと解されるところ、前記各契約の締結当時、Y_3が本件株式二株を保有するXの唯一の株主であったことは、前記前提事実記載のとおりである。

もっとも、Y_3が、前記各契約の締結に先立ち、本件株式に係る自益権及び共益権の一切は全てCに帰属する旨の定めのある本件株式譲渡担保契約を締結していることも、前記前提事実記載のとおりであるから、前記各契約の締結当時、Xの株主総会における議決権が全てCに帰属していれば、前記各契約はXの株主総会による承認を得ていないものとして無効となることとなる。

そこで、本件株式譲渡担保契約の締結による本件株式の共益権の帰趨について、検討することとする。

前記認定事実によれば、……本件株式譲渡担保契約中に共益

権の一切が全てCに帰属するとの明示的な条項があることに加え、本件株式譲渡担保契約の締結に至る経緯、同契約を締結するに至ったBの認識及びその合理性、当該条項の存在及び意味に関するY$_3$の認識ないし認識可能性に徴すると、当該条項は、少なくとも本件株式の共益権に関する限り、その文言のとおり、これがCに帰属することを定めたものであり、本件株式の共益権は、本件株式譲渡担保契約の締結により、Y$_3$からCに移転したものと認定するのが相当である。

……以上によれば、Y$_3$が、XとY$_1$の代表者として本件業務委託兼賃貸借契約を締結し、XとY$_2$の代表者として本件プロジェクトマネジメント業務委託契約を締結した行為……は、民法一〇八条に違反するものであるにもかかわらず、Y$_3$はXの株主総会の承認を受けていないというのであるから、前記各契約は無効であり、Y$_3$は、これによりXに生じた損害につき、法令違反行為をした取締役として、任務懈怠（善管注意義務ないし忠実義務違反）による損害賠償責任を負うとともに、これらの事実に加え、本件株式譲渡担保契約中に本件株式に係る共益権が全てCに帰属するとの条項があることを知り又は少なくとも知らないことにつき重大な過失があるというべきであるから、不法行為による損害賠償責任を負うというべきである。

……Y$_3$の任務懈怠ないし不法行為は、XとY$_1$の代表者として本件業務委託兼賃貸借契約を締結するとともに、XとY$_2$の代表者として本件プロジェクトマネジメント業務委託契約を締結して、Xに損害を生ぜしめたことであるというべきところ、Y$_3$は、それぞれY$_1$とY$_2$を代表して前記各契約を締結したものであり、代表者がその職務を行うについて第三者に損害を生ぜしめた場合に当たるから、Y$_1$……、Y$_2$は、それぞれ、Xに対する損害賠償責任を負い（会社法三五〇条）、Y$_3$の不法行為責任とY$_1$及びY$_2$の同損害賠償責任とは不真性連帯債務の関係になるものと解される。」

【研究】

1．問題の所在

本件は、Y$_1$・Y$_2$（被告会社）とX（原告会社）の代表取締役を務めているY$_3$が、Y$_1$・Y$_2$とXとの間で双方の代表者として締結した本件業務委託兼賃貸借契約等によってXに損害が発生したことに対し、XがY$_1$・Y$_2$・Y$_3$に対して損害賠償請求を求める事案である。Xは、Y$_3$に対しては上記契約等を株主総会による承認なしに決定・実行した点にX社に対する任務懈怠があるとともに、不法行為に基づく損害賠償を請求し、東京地裁はこれを認めた。そして、Y$_3$が代表取締役を務めるY$_1$・Y$_2$に対しては、本件業務委託兼賃貸借契約等によってXが損害を受けたことが、Y$_3$がY$_1$・Y$_2$の代表取締役としての職務を行うについて第三者に損害を生ぜしめた場合であるとして、会社法三五〇条に基づく損害賠償を求め、これも認められた。

詳細は後述するが、Y$_1$・Y$_2$社の会社法三五〇条責任が認めら

れるには、先にY_3のXに対する不法行為責任が認定されなければならない。そこで、本評釈においても、判決において本件業務委託兼賃貸借契約等の締結に関するY_3のXに対する不法行為責任を認定した点の是非を検討する必要がある。ただし、これが本件の最大の特徴でもあるが、XはY_3に対して自身の代表取締役としての任務懈怠責任（会社法四二三条）に基づく損害賠償請求もしており、かつこの任務懈怠責任を構成する事実が、先に述べたY_3のXに対する不法行為責任を構成する事実と重なっているため、上記Y_1・Y_2の会社法三五〇条責任についての裁判所の判断を検討する前に、Y_3のXに対する任務懈怠責任に関わる判断について検討しておかなければならない。

なお、本件では相殺の抗弁の当否も争点となっているが、本稿ではこれに関する検討は省略した。

2．本件業務委託兼賃貸借契約等に関するY_3の（Xに対する）任務懈怠

Xは、本件業務委託兼賃貸借契約等がそもそも不存在であるとの主張もしていたが、判決はこれを「不存在であるということはできず」ないとして、Y_1らがXに対して支払い債務を負う根拠となる契約の存在を認めた上で、その有効性を、総会決議による承認がないことから無効とした。もっとも、本件業務委託兼賃貸借契約等の成立時期の正確な認定はされておらず、平成二五年九月二五日にXからY_2らへの支払がされていること等の様々な認定事実から、これらの契約の存在そのものが認められている。その上で、本件業務委託兼賃貸借契約等については、Y_3がY_1・Y_2の代表取締役でもあることから、当該契約締結は民法一〇八条で禁止される双方代理であり、Y_3は少なくともXの株主総会による承認を得なければならなかったとする。

この点、本件業務委託兼賃貸借契約等は会社法三五六条一項二号にいう利益相反取引に該当するため、民法一〇八条に言及せずとも会社による承認は必要とされる。そして、利益相反取引の承認機関についてはXが取締役会設置会社であれば株主総会ではなく取締役会である（三六五条一項）が、そうでなければ株主総会であるから、Y_3が株主総会による承認を受けずに本件業務委託兼賃貸借契約等の締結をしたとすればY_3は三五六条一項二号にも反しているといえ、このことからもY_3のXに対する任務懈怠が認められることになる。ただし、本判決はY_3のXに対する任務懈怠については、民法一〇八条違反がありかつ株主総会による承認を受けていないことをもってY_3の善管注意義務ないし忠実義務違反を認めるとの構成をとっており、会社法三五六条違反については言及していない。

そして、本件でY_3がXの一人株主のままであるとすれば、会社法三五六条一項が要求する株主総会決議による承認に代わる株主全員の同意があることになり、会社法三五六条二項によって民法一〇八条の適用が排除されるため、本件業務委託兼賃貸借契約に法令違反（民法一〇八条違反）はないことになる。そ

こでY$_3$がXの一人株主であるか否かについては、平成二五年三月一二日に締結されたY$_3$とCとの間の本件株式譲渡担保契約の効力に関わってくるため、本件株式譲渡担保契約の締結の有無とその後のX社の一人株主たる地位の帰趨についての検討が次の問題となっている。

会社法規定は存在しないものの株式は譲渡担保の対象となる[1]とされ、実務上も広く利用されている[2]。判例[3]は、株式譲渡担保の設定を株式の譲渡と捉え、学説もこれを支持した上で、株券発行会社以外の株式で振替株式でないものの譲渡担保の効力は、株主名簿への記載（会社法一三〇条）により通常の株式譲渡と同じとするものがみられる[4]。この立場によれば、平成二五年三月一二日時点のXの株主名簿上に、CがX社株式二株・一〇〇%の株式譲渡担保権者として登録されていることが認められている以上、CがX社に対して株主としての権利を行使できるのであって、Y$_3$はXの一人株主とは言えないとして良さそうである。もっとも、譲渡制限株式が譲渡担保に供された事案に関する判例[5]は、株式を譲渡担保に供した場合の株主共益権の帰属について、「その株式の内容、譲渡担保契約に至る経緯、契約の内容等諸般の事情を考慮して、契約当事者の合理的な意思解釈によって決すべき」との見解を示しており、本判決もこれに従って判断をしているようである。

事実認定によれば、本件株式譲渡契約に関する契約書のドラフトにおいては、本件株式に係る自益権及び共益権の一切は全てCに帰属するとの条項が記載されていた。この点も、Y$_3$が一人株主でないとの判断を積極的に支持する事実となるのであるが、Y$_3$は、本件株式譲渡契約に係る契約書の「共益権が移転する」との文言があるとしても、それは「不動産譲渡担保において所有権は留保されつつ外形上は所有権移転登記がされるのと同様、外形上、株主名簿に新所有者を登録することに伴う条項にすぎず、担保である以上、その実行まで、共益権は契約当事者では譲渡担保権設定社に留保されるものと認識していた」と主張している。しかし、裁判所は譲渡担保契約に至る経緯にせよ、契約書の条項にせよ、こうしたY$_3$の主張とは相反する事実と評価し、本件株式譲渡担保契約の当事者の意思解釈を通じても、本件株式に係る共益権はCに移転したものと判断された。

このようにして本件株式譲渡担保契約の効力について認めた上で、裁判所は、Y$_3$の任務懈怠責任が認められる客観的要件としての「X社の株主総会の承認を得ていないこと」を否定する主観的事実としてY$_3$らが「一人株主の同意があること」を主張するのに対し、その主張をさらに否定する主観的事実として本件譲渡担保契約中のCに共益権が帰属するとの条項についてのY$_3$の悪意・重過失の存否をも認めている。

ところで、この「本件譲渡担保契約中の条項についてのY$_3$の悪意・重過失」は、Y$_3$のX社に対する任務懈怠責任についての客観的要件の認定に関わるのみならず、Y$_3$がY$_1$・Y$_2$社の代表取締役として第三者たるX社との間で本件業務委託兼賃貸借契約

等を締結するという行為の不法行為性の認定要件ともなっている。そのため、判決はXに対するY_3の任務懈怠を構成することになる当該契約締結におけるY_3の悪意・重過失の存在をもって、Y_3のXに対する直接の不法行為責任の主観的要件も満たされているとしているのであるが、この点についてはさらに詳細を後述したい。

3．代表取締役Y_3の不法行為によるY_1・Y_2の責任（会社法三五〇条責任）

前述の通り本判決は、Y_3のXに対する任務懈怠を認めた上で、Y_3がY_1・Y_2社代表取締役としてXとの間で民法一〇八条違反の取引を行ったことが、Y_3のXに対する直接の不法行為を構成するとし、その上でY_1・Y_2社の会社法三五〇条責任を認めるようである。

会社法三五〇条は「代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害」に対して会社が賠償責任を負うとする。「職務を行うについて」の意味は、「代表者が職務を行うにつき不法行為をして第三者に加えた損害」と解され[6]、同条の責任要件としては、加害者たる代表者[7]が被害者たる第三者に対して民法七〇九条の責任を負うこと、代表者の加害行為と「第三者に対する加害行為につき故意または過失があること」までもが必要とされる[8]。この見解は、会社法四二九条についての最判平成二一年七月九日[9]に関する議論の中で、「役員の会社に対する任務懈怠があることだけでは民法七〇九条との関係で被害者たる第三者に対する過失に当たるとは直ちに評価できない」とする見解[10]との関係においても整合的である。なお、その場合の代表者の不法行為責任と、会社の三五〇条責任とは不真正連帯債務の関係になるとされ[11]、本判決においてもそのように判示されている。

ところで、規定の沿革上、会社法三五〇条は平成一八年の改正前民法四四条一項を引き継ぐものと説明される[12]。そこで改正前民法四四条についての立法経過等をみると、いわゆる法人擬制説に立てば法人の不法行為能力は否定されるというのがローマ法以来の原則であったものの、被害者の不利益を配慮してこれを排斥するというのが明治期における各国立法判例の傾向であったことから、我が国の民法の制定においても、法律で法人の責任を定めるドイツ民法第一草案四六条や同第二草案三〇条等に由来して、平成一八年改正前民法四四条一項が制定されたと説明される[13]。

もっとも、同条の法的性質に関する議論は法人本質論や法人の行為能力に関する議論と結びつき、時代と共にかなりの変遷を経ており[14]、またそのことが会社法三五〇条の法的性質論についての議論とも深く関係することになるのではあるが、その詳細については別紙に譲りたい[15]。そして、改正前民法四四条は「他人（法人機関）の不法行為」についての法人の責任を認めるものであるとし[16]、代表者（機関）の行為が、不法行為の要件

を満たさなければならないとする見解[17]が通説的立場とされる[18]ものの、債務不履行等の損害賠償責任を含むとする見解も有力とされる[19]。仮に現行会社法三五〇条の解釈としてもこの有力な見解に立った場合には、第三者に対する代表取締役の債務不履行の場合にも本条の適用があることになる[20]。

しかし、繰り返しになるが、会社法学説上、会社法三五〇条の責任要件としては、代表者の行為が民法七〇九条の責任要件を充足することを要求している[21]。不法行為責任の要件とは、①権利・法益侵害、②加害者の故意・過失、③加害行為と損害との間の因果関係、④損害の発生である[22]。これを本件にあてはめれば、（あ）Y_3によるXとY_1・Y_2間の本件業務委託兼賃貸借契約等の締結がXの権利侵害ないし法益侵害にあたること、（い）（あ）につきY_3に故意・過失があること、（う）本件業務委託兼賃貸借契約等の締結に基づきXが損害を受けていること、（え）Y_3の行為とXに生じた損害との間の因果関係があること、が認められればよい。

その立場に立った上で判決に疑問が残るのは（い）の点である。本判決は、Y_3の不法行為責任の認定において「本件株式譲渡担保契約中に本件株式に係る共益権が全てCに帰属するとの条項があることを知り又は少なくとも知らないことにつき重大な過失がある」とするが、なぜここで悪意・重過失の認定が必要だったのだろうか。仮に判決が、Y_1・Y_2の代表取締役たるY_3のXに対する債務不履行とそれに関する悪意・重過失があることをもって、Y_1・Y_2の会社法三五〇条の適用範囲を広げる通説から広げる新たな解釈を採用したものとなりそうである。しかしながら、本判決はY_3のXに対する直接の不法行為が（Y_3のXに対する債務不履行責任とは）別に存在するとの構成をとるのであって、会社法三五〇条の責任要件を代表者の債務不履行責任しかない場合にまで認めようとする解釈をとるものと読むことは難しい。そして判決がY_3の不法行為責任を民法一〇八条に反する（無効な）本件業務委託契約を締結した行為について認めるものであれば、Y_3の「本件株式譲渡担保契約中に本件株式に係る共益権が全てCに帰属するとの条項」（の作出）についての故意・過失をもって、Y_3の不法行為責任を認め、その上でY_1・Y_2の会社法三五〇条責任を認めれば良いように思われる。にもかかわらず、何故判決はY_3の悪意・重過失をもって、Y_1・Y_2の責任を認めるとしたのだろうか。

この点、おそらく判決がY_3の悪意・重過失を指摘したのは、先に述べたようにY_3のXに対する直接の不法行為責任の要件事実と、Y_3のXに対する任務懈怠責任の要件事実とが重なっていることに起因すると考えるべきなのであろう。すなわち、Y_3がXとY_1・Y_2との代表取締役を兼ね、かつ本件業務委託兼賃貸借契約に関するX社の株主総会による承認を受けていないという事実は、Y_3のXに対する任務懈怠責任（会社法四二三条）の認定と、Y_3のXに対する直接の不法行為責任（民法七〇九条）の

認定の双方に関わる主観的事実である。ただし、任務懈怠責任は悪意・重過失、不法行為責任は故意・過失を、それぞれの主観的責任要件とするところ、本件では任務懈怠責任の認定の際に重過失が認められ、不法行為責任の認定にその主観的事実に関する評価をそのまま用いたために、判決文中において、あたかも不法行為責任の要件としても悪意・重過失を要求しているか、任務懈怠責任に悪意・重過失があることをもって不法行為責任を認めているとも思われかねない表現となっているものと思われる。

もっとも、本件においてY[3]の悪意・重過失の有無の認定対象となる「本件株式譲渡担保契約中に本件株式に係る共益権が全てCに帰属するとの条項があることについてのY[3]の主観的事実」を評価するに、少なくとも本件事実認定の限りにおいては、悪意・重過失でもあり故意・過失でもあると言えそうである。したがって、裁判所の判断それ自体につき疑義が生ずるわけではない。

なお、三五〇条が四二九条と共に債権者保護のために役員（代表者）と会社の両方の責任を追及する手段として用いられることが少なくないにもかかわらず、会社法三五〇条における「代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害」とは何かについての議論は、未だ十分になされているとは言えない。

企業の直接の不法行為責任が認められ、会社に対して民法七〇九条責任を直接追及する手段[23]が拡充されていけば、債権者保護の立場からすると会社法三五〇条の存在意義は薄れていくとも思われるが、会社の代表者の直接の不法行為責任の場合―例えば資力のない代表者本人が従業員にハラスメント行為をして損害を与えた場合[24]―には、債権者保護の見地から会社に損害賠償責任を負わせる手段としての三五〇条の必要性が残りそうである。そのような場合が想定される限り、民法七一五条との関係[25]を含めて、会社法三五〇条における「代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害」の意味や、その射程については、今一度検討する余地が未だ残されているように思われ、その意味でも本件判決にも重要な意味があると思われる。

会社法四二九条による役員の損害賠償責任が事例の蓄積によって適用範囲を広げてきたように、三五〇条責任もその余地を残すべき規定であるとすれば、会社法三五〇条の運用事案において、故意・過失の認定がどのようになされているのかを知り、その点を議論する意味は決して小さくない。

註

（1）山下友信編『会社法コンメンタール3―株式（4）』（商事法務、二〇一三年）〔森下哲郎〕四二八頁、丸山秀平『株式会社法概論』（中央経済社、二〇〇三年）一八五頁

（2）田中亘『会社法』（東京大学出版会、二〇一六年）一二二頁

（3）最判昭和四八年六月一五日（最高裁判所民事判例集二七

巻六号七〇〇頁）

（4）江頭憲治郎『株式会社法（第六版）』（二〇一五年、有斐閣）二二八頁、田中・前掲一二三—一二四頁コラム三—一九、丸山・前掲一八五—一八六頁

（5）最判平成一七年一一月一五日（最高裁判所刑事判例集五九巻九号一四七六頁）、なおこの判例に関する評釈として多和田隆史・ジュリスト一三二五号（二〇〇六年）二二九—頁、小坂亮・金判一二八六号（二〇〇八年）二〇〇—二〇三頁、河原文敬・白鴎法学一五巻一号（二〇〇八年）一七三頁、来住野究・信州大学法学論集一〇号（二〇〇八年）一九三—二〇三頁

（6）落合誠一編『会社法コンメンタール8—機関（2）』（商事法務、二〇〇九年）二二頁〔落合誠一〕、酒巻俊雄・龍田節代表編集『逐条解説会社法第四巻機関一』（中央経済社、二〇〇八年）三九三頁〔稲葉威雄〕、奥島孝康・落合誠一・浜田道代『別冊法学セミナーNo.205新基本法コンメンタール会社法2』（日本評論社、二〇一〇年）一三九頁〔野田耕志〕、田中亘『会社法』（東京大学出版会、二〇一六年）二三一頁

（7）「代表者」の意味が問題になることが多いが、本件ではその点は問題とはならない。

（8）落合・前掲二三頁

（9）最高裁判所裁判集民事二三一号二四一頁、金判一三二一号（二〇〇九年）三六頁

（10）弥永真生「判批」ジュリ一三八五号（二〇〇九年）六一頁

（11）最判昭和四九年二月二八日（判例時報七三五号九七頁）、落合・前掲二五頁

（12）落合・前掲二四頁、稲葉・前掲三九三頁

（13）林良一・前田達明『新版注釈民法（2）総則（2）§33～89』（有斐閣、一九九一年）二七七—二八〇頁〔前田達明・窪田充見〕

（14）林・前田前掲二九四—二九五頁

（15）もっとも、法人本質論に関する民法の立法者及び通説的立場は法人擬制説であり、この見解は法人の不法行為能力否定説との親和性が高いようである。この点につき、平野裕之『民法総則』（日本評論社、二〇一七年）五九頁参照。

（16）四宮和夫・能見善久『民法総則第五版』（一九九九年、法律学講座双書）一一六頁

（17）平野・前掲八九頁

（18）林・前田前掲二九五頁、四宮・能見・前掲一一六頁

（19）林・前田前掲二九五頁、小橋一郎・判批・民商法雑誌五六巻一号（一九六七年）一六八頁

（20）本件はXとY_1・Y_2間の取引行為におけるY_3行為の直接の法令違反行為（不法行為）が問題となっているが、Y_3の行為がXにとっての債務不履行の問題としか捉えられない場

合には、この見解を採る場合と通説による場合とで結論が異なってくる。なお、債務不履行責任と不法行為責任の異同について、前田洋一「債務不履行責任と不法行為責任」法学セミナー六八九号（二〇一二年）一八―二一頁参照。

(21) 落合・前掲二三頁、野田・前掲一三九頁、田中・前掲二三一頁

(22) 幾代通・徳本伸一『不法行為法』（有斐閣、一九九三）一七―一八頁、潮見佳男『民法（全）』（有斐閣、二〇一七年）五〇〇―五〇一頁

(23) 企業自体の不法行為責任について神田孝夫「企業の不法行為責任について」神田孝夫『不法行為責任の研究』（有斐閣、一九八八年）一頁、橋本佳幸「法人自体の不法行為の再検討―総体としての事業組織に関する責任規律をめぐって」論究ジュリスト二〇一六年冬号五〇―六〇頁参照

(24) そのような事案のうち比較的最近のものとして、長野地裁松本支部判平成二九年五月一七日（LEX/DB25545889）、東京地判平成二六年一二月一〇日（判例時報二二五〇号四四頁）、名古屋地判平成二六年一月一五日（判例時報二二一六号一〇九頁）

(25) 我が国の使用者責任論に関する議論の詳細な検討をもとに、ドイツ法における組織過失（Organisationsverschulden）の議論も言及しつつ、民法七一五条・民法七〇九条に関する問題を再構築する優れた文献として中原太郎「事業遂行者の責任規範と責任原理（一）～（八）」法学協会雑誌一二八巻一号～八号。またこの組織過失論については、田上富信「組織体の過失理論と現実（2）」ＮＢＬ五〇六号（一九九二年）三六頁、潮見佳男「ドイツにおける組織過失の理論」『現代における物権法と債権法の交錯』（有斐閣、一九九八年）一九一頁以下、高橋賢司「ドイツ法における組織過失の法理」立正法学論集四二巻一号一七一頁以下、前田太朗「ドイツ法における使用者責任規範と法人の不法行為責任論」早誌五九巻二号（二〇〇九年）五九頁以下など参照。

＊本稿は、JSPS科研費JP17K03468の助成を受けた研究成果の一部である。